

ベラルーシ新体操SAKURAファンクラブ会員要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、ベラルーシ新体操SAKURAファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 ファンクラブは、2020年東京オリンピックに出場するベラルーシ新体操ナショナルチームの応援、ベラルーシ共和国への理解を深めることを目的とする。

(事務局)

第3条 ファンクラブの事務局は、白石市総務部企画情報課（白石市大手町1-1）に置く。

(会員)

第4条 ファンクラブの会員は、白石市民でファンクラブの目的に賛同する者で、第6条に規定する入会手続を完了した者とする。

2 白石市内に勤務する者もしくは白石市内で新体操に関わる活動を行う者でファンクラブの目的に賛同する者は、会員となることができる。

3 ファンクラブが特に認めた者でファンクラブの目的に賛同する者は、会員となることができる。

(入会金)

第5条 入会金は個人1,000円とする。

(入会手続)

第6条 ファンクラブに入会を希望する者（以下「入会希望者」という。）は、入会申込書（様式第1号）を事務局に提出するとともに入会金を納入するものとする。

2 入会希望者は、入会の申込みにあたり、次の事項に同意するものとする。

（1）事務局が会員の住所、指名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「会員の個人情報」という。）を名簿に登録すること。

（2）ファンクラブの運営上必要な場合に限り、事務局が会員の個人情報を利用すること。

3 第1項の入会申込書を受理し会費の納入を確認したときは、当該入会希望者に対し会員証を発行する。

(事業)

第7条 ファンクラブは、第2条の目的を達成するため、会員に対する情報の提供、ベラルーシ新体操ナショナルチームの事前合宿受入に関するボランティア活動、公開演技会等の優待、東京オリンピック応援ツアーの実施、その他必要な事業を行う。

(禁止行為)

第8条 会員はファンクラブが提供するサービスの利用にあたり、次の行為を行ってはならない。

（1）他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為又はファンクラブの運営を妨げる行為。

（2）選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為。

(3) 事務局の承諾なくファンクラブの情報若しくは、ファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為。

(4) その他、法令に等に違反する行為又はそのおそれのある行為。

(会員の届出義務等)

第9条 会員は、会員の個人情報その他申込書の記載内容に変更が生じた場合又は退会する場合は、速やかに事務局あて手続を行うこと。

(個人情報)

第10条 事務局は、ファンクラブの運営上必要な場合以外の目的で会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 法令に定めがあるとき。

(2) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

附 則

この要綱は、平成30年 6月 8日から施行する。